

暫定（平成23年8月31日まで）

別添（東北地方太平洋沖地震に伴う暫定届出用）

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

東北地方太平洋沖地震の発生を受けた生産業者の届出及び生産業者保証票の使用に係る暫定届出

肥料取締法施行規則第10条の規定により肥料登録事項変更届出、「生産設備の賃借による肥料の生産について」（平成9年2月27日付け9農産第774号農産園芸局長）に係る届出については、東北地方太平洋沖地震の発生に伴い、平成23年8月31日（水）までの届出については、以下のとおり他の事業場で生産したいので、届出致します。

肥料の登録番号	肥料の種類	肥料の名称	生産開始年月日	賃借工場の名称及び所在地	工場所有者の名称及び工場の名称

注：賃貸借契約書及び見取り図は添付不要

届出先：農林水産省消費・安全局農産安全管理課（肥料班）宛

FAX番号：03-3580-8592

※届出を受理した旨、当方より電話又はFAXで折り返しご連絡します。

届出者連絡先：TEL

FAX

氏名

（日本工業規格A列4番）